

# 国立大学法人弘前大学の役職員の報酬・給与等について

## I 役員報酬等について

### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

#### ① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

弘前大学の主要事業は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するにあたって、他の国立大学法人、国家公務員、類似事業を実施している民間法人や独立行政法人等のほか、国・地方公共団体が運営する教育・研究機関のうち、教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

- (1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、総合大学として類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約1,900人）となっている。  
公表資料によれば、平成25年度の長の年間報酬額は15,922,000円である。また、理事については約12,400,000円、監事については10,791,000円となっている。  
(2) 事務次官年間報酬額…22,652,000円

#### ② 平成26年度における役員報酬についての業績反映のさせ方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしている。

#### ③ 役員報酬基準の内容及び平成26年度における改定内容

- ・法人の長
- ・理事
- ・監事
- ・監事  
(非常勤)

国立大学法人弘前大学役員給与規程に基づき、常勤役員については俸給及び通勤手当、単身赴任手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤役員については、非常勤役員手当とする。  
○人事院による平成26年給与勧告に基づいた国家公務員等の給与に関する法令等の改正に準拠し、期末特別手当の支給割合の改定(+0.15月)を行った。(平成26年12月～)

## 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成26年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長A	千円 17,491	千円 12,660	千円 4,742	千円 89 (寒冷地手当)		
理事A	千円 12,889	千円 9,312	千円 3,488	千円 89 (寒冷地手当)		
理事B	千円 13,623	千円 8,640	千円 3,504	千円 864 (地域手当) 51 (寒冷地手当) 564 (単身赴任手当)		※
理事C	千円 12,913	千円 9,312	千円 3,488	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		
理事D	千円 12,875	千円 9,312	千円 3,488	千円 24 (通勤手当) 51 (寒冷地手当)		
理事E	千円 11,965	千円 8,640	千円 3,236	千円 89 (寒冷地手当)		
監事A	千円 9,762	千円 7,020	千円 2,629	千円 24 (通勤手当) 89 (寒冷地手当)		
監事B (非常勤)	千円 1,296	千円 1,296	千円 0	千円 0		

注1:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

注2:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

## 3 役員の報酬水準の妥当性について

### 【法人の検証結果】

法人の長

弘前大学は、教育、研究及び社会貢献の中心課題として、世界と地域に対し、人材の育成と情報の発信を行うことを目標としており、この目標達成に向けて学長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で、弘前大学の学長は、職員数約1,900名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人數規模が同規模である民間企業の役員報酬3,111万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,265万円と比べてもそれ以下となっている。弘前大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

本学の業務を掌理し、本学の目標達成の為の職務を行っており、学長を補佐するという職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

役員及び職員に対して事業及び事業の報告を求め、本学の業務及び財産の状況を調査し、監査報告を作成するとともに役員が不正の行為を行った際には学長及び文部科学大臣に報告を行うという職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

役員及び職員に対して事業及び事業の報告を求め、本学の業務及び財産の状況を調査し、監査報告を作成するとともに役員が不正の行為を行った際には学長及び文部科学大臣に報告を行うという職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

### 【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人等、民間企業との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考えられる。

4 役員の退職手当の支給状況(平成26年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月		
理事A					
理事B	千円	年	月		
	該当者なし				
理事C		千円	年	月	

5 退職手当の水準の妥当性について

【文部科学大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	
理事A	
理事B	
理事C	
理事D	該当者なし
理事E	
監事A	
監事B (非常勤)	

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

本学が定める役員に支給する期末特別手当(賞与)において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果を勘案し、当該役員の職務の実績等に応じて、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができることとしており、今後も継続する。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成26年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別（当該法人約1,900人）・職種別平均支給額を参考にした。

(1) 国立大学法人島根大学…当該法人は、総合大学として類似する国立大学法人であり、法人規模についても同等（常勤職員数約1,900人）となっている。

(2) 国家公務員…平成26年度において、国家公務員のうち行政職俸給表（一）（平均年齢43.5歳）の平均給与月額は408,472円となっており、全職員（平均年齢43.3歳）の平均給与額は415,426円となっている。

(3) 職種別民間給与実態調査において、事務係長（40歳以上44歳未満）の4月の平均支給額は409,630円となっている。当法人の給与水準の決定については、国家公務員の給与水準及び他の国立大学法人等の給与水準を参考にしつつ、中長期的な財政状況を踏まえて決定する。

#### ② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、昇給及び勤勉手当（賞与）の成績率（支給率）の決定に反映させる。

#### ③ 給与制度の内容及び平成26年度における主な改定内容

国立大学法人弘前大学職員給与規程に基づき、俸給及び諸手当（俸給の調整額、俸給の特別調整額、職務付加手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、夜間看護手当、手術看護手当、教員特殊業務手当、教育実習等指導手当、多学年学級担当手当、教育業務連絡指導手当、特別支援教員手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、裁量労働割増手当、教員免許状更新講習手当、災害応急作業等手当、待機手当、特別業務手当、交代制業務手当、入試手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当）としている。

○学長が特に必要と認める者について、年俸制が適用できることとした。

年俸制適用者の給与は年俸と諸手当からなり、年俸は業績、経歴及び前職の年収額等並びに従事する職務内容及び勤務実績等を勘案し、役員会の議に基づき学長が決定し、年俸の12分の1の額を毎月支給する。

また、退職手当については支給しないこととした。（平成26年2月～）

○医学部附属病院の手術部に勤務する看護師等について手術看護手当を創設した。（平成26年4月～）

○人事院による平成26年給与勧告に基づいた国家公務員等の給与に関する法令等の改正に準拠し、以下の改正を行った。

・俸給表の引き上げ：初任給・若年層に重点をおいて俸給月額を平均0.3%引き上げた。

・勤勉手当及び期末特別手当の支給割合の改定を行った。

（一般職員+0.15月、特定管理職員+0.15月、附属学校教員+0.10月、特別職+0.15月）

・諸手当の引き上げ（自動車等の使用者に対する通勤手当、初任給調整手当）

（俸給表及び諸手当については平成26年4月～、その他は平成26年12月～）

○給与制度の総合的見直しに関連し、平成27年1月の昇給について1号俸の抑制を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成26年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	うち通勤手当
常勤職員	人 1,532	歳 43.0	千円 6,399	千円 4,792	千円 31	千円 1,607
事務・技術	人 302	歳 40.4	千円 5,276	千円 3,964	千円 40	千円 1,312
教育職種 (大学教員)	人 636	歳 47.9	千円 8,198	千円 6,123	千円 24	千円 2,075
医療職種 (病院看護師)	人 436	歳 37.7	千円 4,740	千円 3,559	千円 33	千円 1,181
技能・労務職種	人 6	歳 54.8	千円 5,104	千円 3,813	千円 34	千円 1,291
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 52	歳 44.8	千円 6,705	千円 5,052	千円 44	千円 1,653
教育職種 (附属高校教員)	人 22	歳 42.9	千円 6,669	千円 5,080	千円 27	千円 1,589
医療職種 (病院医療技術職員)	人 77	歳 40.3	千円 5,078	千円 3,795	千円 30	千円 1,283
指定職種	人 1	歳 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —

非常勤職員	人 97	歳 38.2	千円 3,911	千円 3,384	千円 31	千円 527
事務・技術	人 16	歳 41.4	千円 3,104	千円 2,322	千円 51	千円 782
医療職種 (病院医師)	人 42	歳 32.7	千円 4,184	千円 4,184	千円 13	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 3	歳 38.8	千円 4,022	千円 2,987	千円 57	千円 1,035
医療職種 (病院医療技術職員)	人 14	歳 32.4	千円 3,514	千円 2,641	千円 55	千円 873
技能・労務職種	人 16	歳 53.5	千円 3,680	千円 2,753	千円 38	千円 927
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 40.8	千円 5,638	千円 4,234	千円 16	千円 1,404

注1：常勤職員の指定職種は、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注2：「指定職種」とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

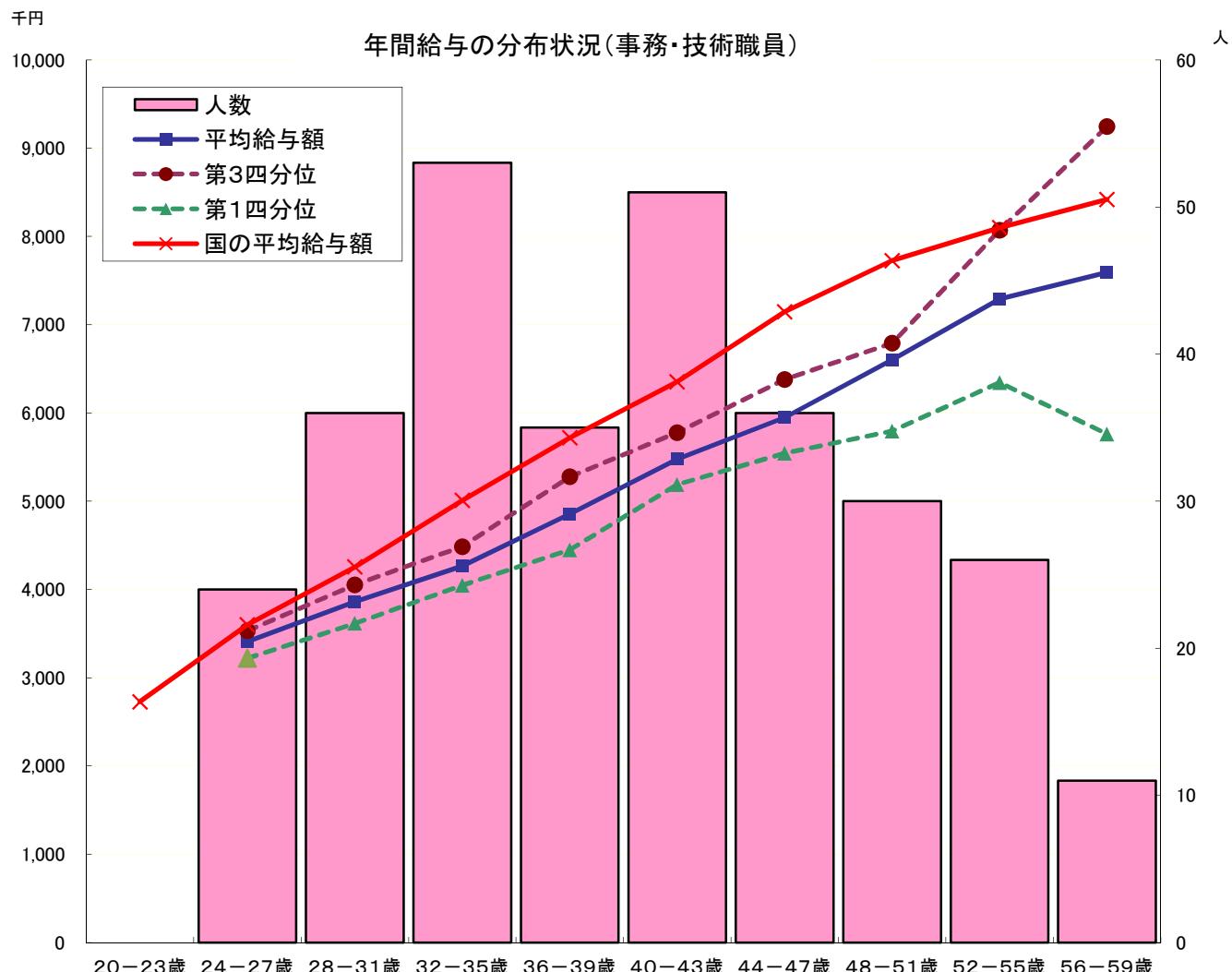
「技能・労務職種」とは、自動車運転手、看護助手等の業務を行なう職種を示す。

「教育職種（附属義務教育学校教員）」には、附属幼稚園教員を含む。

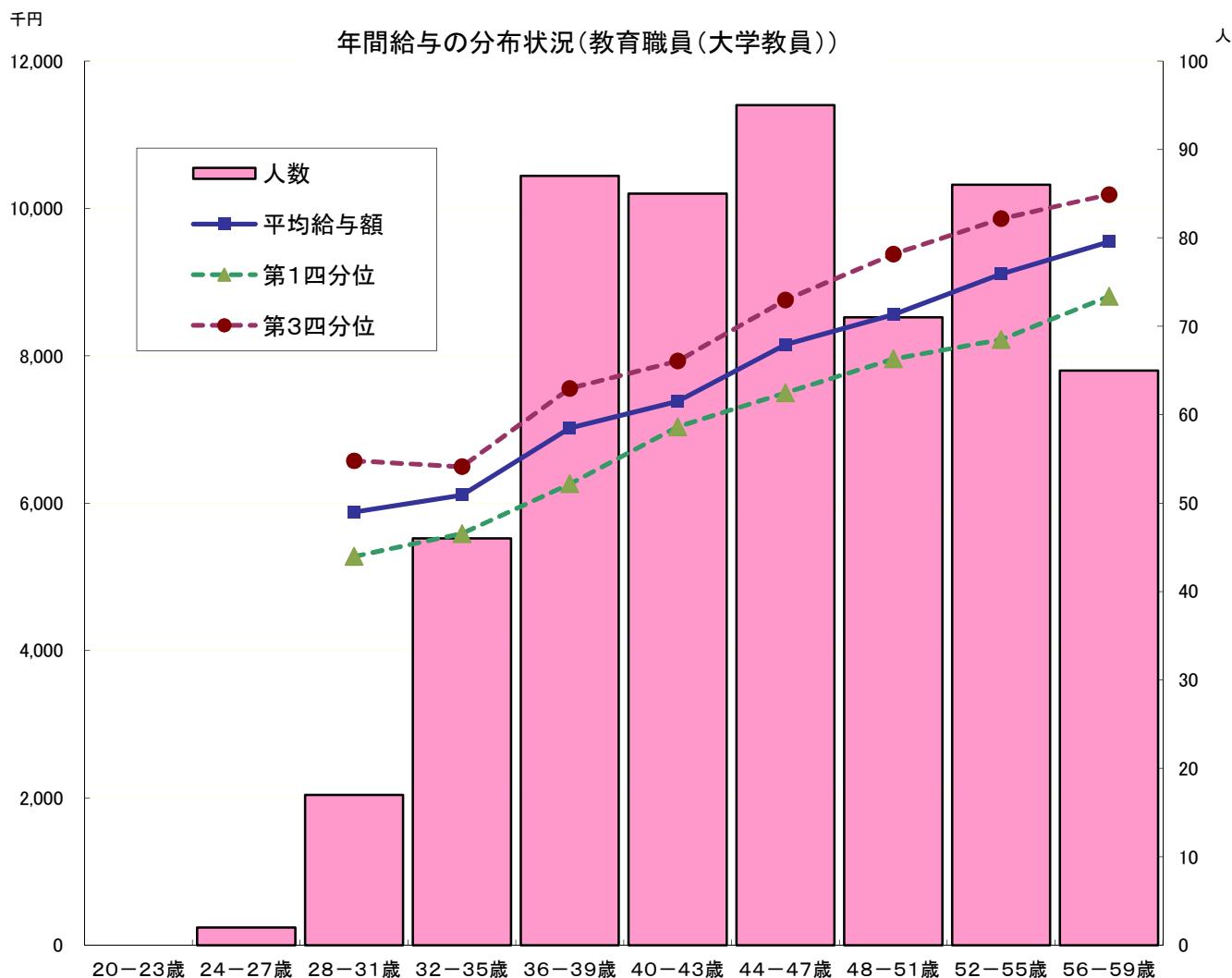
「教育職種（附属高校教員）」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3：在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分は、該当者がいないため、表の記載を省略した。

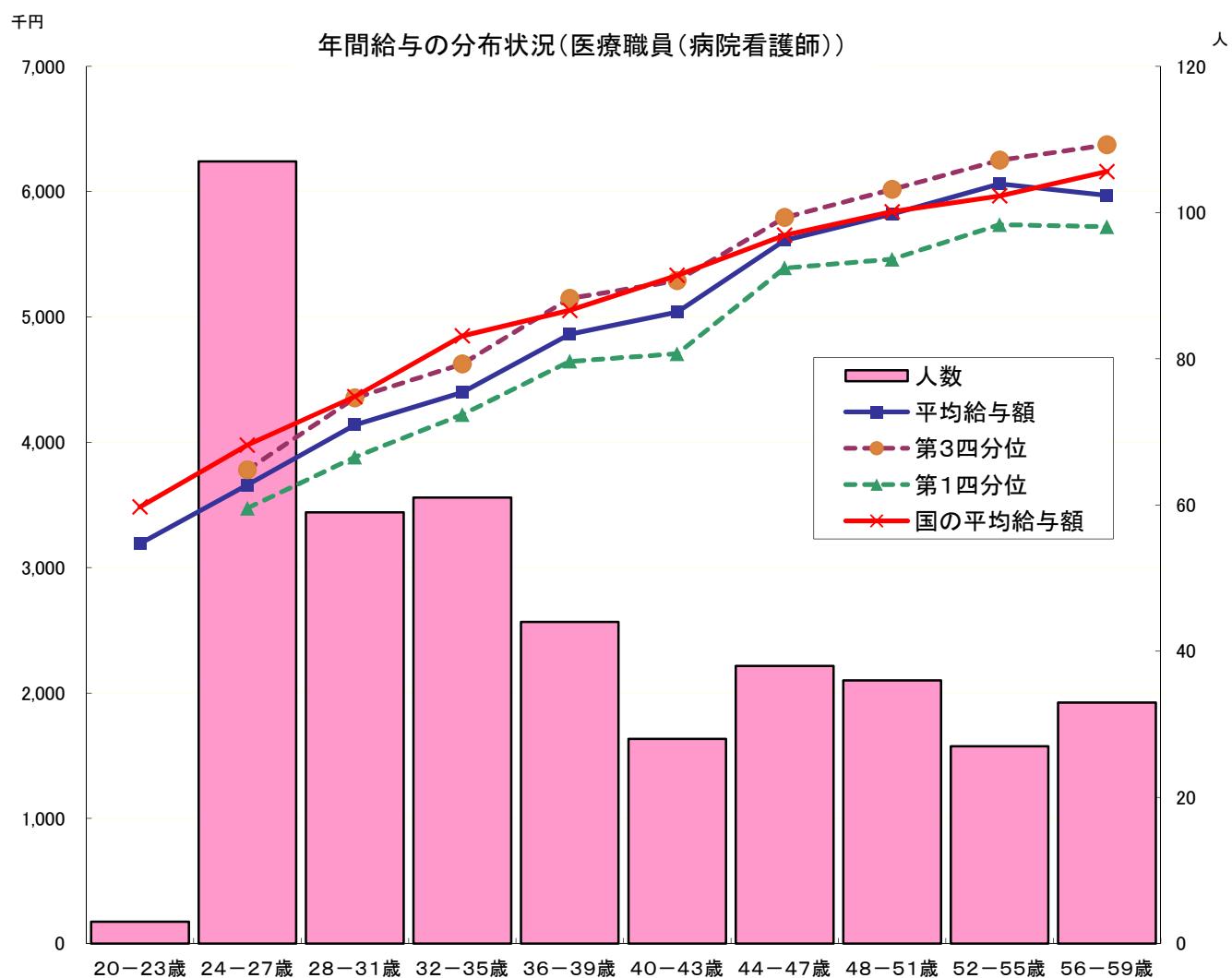
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))



注：①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



注：年齢24～27歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。



注：年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない

(3) 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	千円
代表的職位	人	歳	千円		千円
・部長	5	55.9	10,238	10,896 ～ 9,245	
・課長	27	52.5	7,837	8,683 ～ 6,243	
・課長補佐	24	49.6	6,484	6,940 ～ 5,777	
・係長	92	44.2	5,611	6,746 ～ 4,187	
・主任	41	38.4	4,606	5,842 ～ 3,598	
・係員	113	32.4	4,050	5,343 ～ 2,928	

注：課長には同相当職である「室長」及び「事務長」を、課長補佐には同相当職である「事務室長」、「室長補佐」及び「事務補佐」を、係長には同相当職である「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	千円
代表的職位	人	歳	千円		千円
・教授	202	56.7	9,843	13,418 ～ 7,239	
・准教授	185	47.8	8,087	10,062 ～ 6,161	
・講師	90	44.2	7,376	9,654 ～ 5,509	
・助教	132	39.7	6,734	8,496 ～ 4,376	
・助手	27	34.8	5,983	7,573 ～ 3,156	

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	(最高～最低)	千円
代表的職位	人	歳	千円		千円
・看護部長	1	-	-	- ～ -	
・副看護部長	4	55.3	6,388	6,646 ～ 6,010	
・看護師長	23	53.6	6,378	6,887 ～ 5,876	
・副看護師長	54	47.0	5,689	6,552 ～ 4,848	
・看護師	354	35.0	4,419	6,063 ～ 3,092	

注：看護部長の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

④ 賞与(平成26年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 60.8	% 61.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.1	% 39.2	% 38.7
	最高～最低	% 49.4～32.4	% 49.9～34.5	% 48.6～33.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.1	% 62.5	% 62.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.9	% 37.5	% 37.2
	最高～最低	% 42.4～32.0	% 44.2～33.9	% 43.4～33.1

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 60.2	% 58.4	% 59.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 39.8	% 41.6	% 40.7
	最高～最低	% 48.2～33.7	% 49.2～35.8	% 47.1～35.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 62.3	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 37.7	% 36.7
	最高～最低	% 42.4～32.1	% 44.2～33.3	% 43.4～33.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ~	% ~	% ~
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 61.9	% 63.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.8	% 38.1	% 37.0
	最高～最低	% 42.4～32.2	% 44.2～34.3	% 43.4～33.3

注：医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

### 3 給与水準の妥当性の検証等

#### ○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 86.8</li> <li>・年齢・地域勘案 95.2</li> <li>・年齢・学歴勘案 87.3</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 95.3</li> <li>(参考)対他法人 97.7</li> </ul>
給与水準の適切性の 検証	<p>(法人の検証結果)  <b>【国からの財政支出について】</b>          支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.8%          (国からの財政支出額 12,795百万円、支出予算の総額 37,796百万円:平成26年度          予算)</p> <p><b>【累積欠損額について】</b>          累積欠損額0円(平成25年度決算)</p> <p><b>【検証結果】</b>          国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員との給与水準(年額)の          比較指標は100以下であり、累積欠損額もないことから、給与水準は適正であると考          える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)          給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は          適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。

#### ○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年齢勘案 95.4</li> <li>・年齢・地域勘案 98.1</li> <li>・年齢・学歴勘案 93.4</li> <li>・年齢・地域・学歴勘案 97.8</li> <li>(参考)対他法人 94.6</li> </ul>
給与水準の適切性の 検証	<p>(法人の検証結果)  <b>【国からの財政支出について】</b>          支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 33.8%          (国からの財政支出額 12,795百万円、支出予算の総額 37,796百万円:平成26年度          予算)</p> <p><b>【累積欠損額について】</b>          累積欠損額0円(平成25年度決算)</p> <p><b>【検証結果】</b>          国からの財政支出額が100億円以上であるが、対国家公務員との給与水準(年額)の          比較指標は100以下であり、累積欠損額もないことから、給与水準は適正であると考          える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果)          給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は          適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	今後も国家公務員の給与水準等を考慮し、適切な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 94.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成26年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

[ なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。 ]

#### 4 モデル給与

事務・技術職員	教育職員(大学教員)
○22歳(大卒初任給、独身) 月額 174,200円 年間給与 2,794,000円	○24歳(助手、独身) 月額 193,400円 年間給与 3,102,000円
○35歳(主任、配偶者・子1人) 月額 261,100円 年間給与 4,472,000円	○35歳(助教、配偶者・子1人) 月額 321,100円 年間給与 5,435,000円
○45歳(係長、配偶者・子2人) 月額 335,200円 年間給与 5,756,000円	○45歳(准教授、配偶者・子2人) 月額 430,100円 年間給与 7,278,000円

#### 5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

教員業績評価及び人事評価の結果を考慮し、昇給及び勤勉手当(賞与)の成績率(支給率)の決定に反映させる。

### III 総人件費について

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,550,425	千円 10,543,501	千円 9,972,668	千円 9,689,312	千円 10,616,449	千円
退職手当支給額 (B)	千円 870,258	千円 985,169	千円 1,354,206	千円 1,092,728	千円 866,416	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,509,225	千円 1,576,173	千円 1,591,136	千円 1,609,387	千円 1,803,751	千円
福利厚生費 (D)	千円 1,480,805	千円 1,567,860	千円 1,502,363	千円 1,548,024	千円 1,704,364	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 14,410,713	千円 14,672,703	千円 14,420,375	千円 13,939,451	千円 14,990,980	千円

注1：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「15 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2：千円未満切り捨てのため、各区分と最広義人件費の額は必ずしも一致しない。

#### 総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」については、対前年度比9.5%の増となった。要因としては、特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して講じた給与減額支給措置が平成25年度で終了したこと及び人事院による平成26年給与勧告に準拠し、俸給表の引き上げ等を行ったためである。
- 「退職手当支給額」については、定年退職者の減少等により20.7%の減となった。
- 「非常勤役職員等給与」については、対前年度比12.1%の増となった。要因としては、非常勤職員数が増加したためである。
- 「最広義人件費」については、対前年度比7.5%の増となるが、これは「給与、報酬等支給総額」の増によるものである。

### IV その他

特になし